

令和 7 年 第 1 回

いなべ市議会 定例会 議案

(追加分)

令和 7 年第 1 回定例会提出議案（追加分）

議案番号	件 名	議決要領
議 案 第 3 0 号	いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
	以下余白	

議案第 30 号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 3 月 12 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 37 号）が公布され、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることに伴い、いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

いなべ市消防団員等公務災害補償条例(平成15年いなべ市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいなべ市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じたいなべ市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。